

新地方公会計モデルの導入状況等について

平成21年6月

総務省自治財政局財務調査課

地方公会計(財務書類4表の整備)の取組状況

財務書類4表整備の意義・内容

- 地方分権の推進と情報開示の徹底
- 個々の地方公共団体の財政状況に対する注目
- 地方公共団体財政健全化法の施行、金融機関の目線の変化

1. 財務書類4表を導入する意義

- ① 現金主義の予算・決算書類では見えにくかった資産・債務の把握(ストックの把握)
- ② 地方公社・第3セクター等と連結した財務諸表の作成による決算全体の把握
- ③ 資産・債務改革への対応(資産の実態を踏まえた売却、転用等の検討)

※ 財務書類4表は資産等の実態把握に有効なものとして、行革推進法第62条第2項により、政府は地方公共団体に対して、その整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとされている。

2. 具体的な作業内容

- ① 資産評価(すべての保有資産(基準モデル)、売却可能資産(改訂モデル))
- ② 固定資産台帳の整備(価額情報の追加)
- ③ 財務諸表4表の作成(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)

地方公共団体の財務書類の作成状況と見込み(平成21年3月31日現在)

【平成19年度版の作成実績】

- ① 都道府県は、何らかのモデルにより作成済
- ② 市区町村では、50.8%の団体が何らかのモデルにより作成済で、作成中の25.3%を加えると、76.2%の団体で作成に着手

【平成20年度版の平成21年度における作成見込み】

- ① 独自方式を採用する団体を除くすべての都道府県が連結財務書類4表まで作成見込み
- ② 市区町村の59.2%が新地方公会計モデルにより連結財務書類4表まで作成見込み
- ③ 市区町村の84.2%が新地方公会計モデルにより何らかの財務書類を作成見込み(②含む)
- ④ 人口3万人以上の市については、100%の団体で何らかの財務書類を作成し、92.8%の団体で連結財務書類4表を作成見込み

地方公共団体の公会計改革の位置付け

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

5 政府資産・債務改革

(5) 地方における取組

地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）

（地方公共団体における取組）

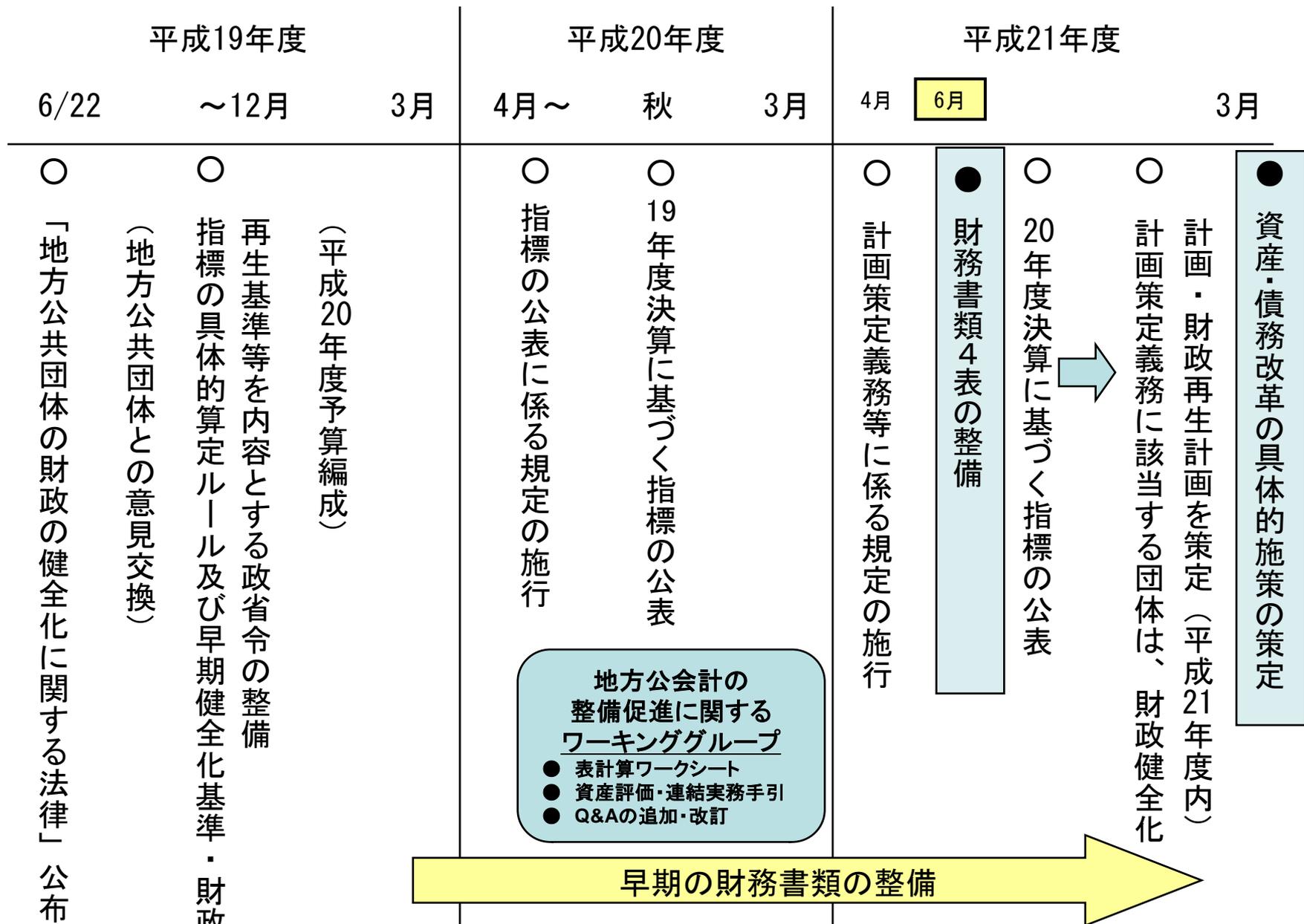
第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。

二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

地方公共団体財政健全化法と財務書類4表の整備スケジュール



地方公共団体の財務書類の整備状況①

1. 平成19年度決算に係る財務書類の整備状況

平成21年3月31日時点

	都道府県		市区町村		指定都市		指定都市を除く市区町村	
	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)
作成に着手済	47	(100.0%)	1,371	(76.2%)	17	(100.0%)	1,354	(75.9%)
基準モデル	0	(-)	37	(2.7%)	2	(11.8%)	35	(2.6%)
作成済	0	(-)	11	(29.7%)	0	(-)	11	(31.4%)
作成中	0	(-)	26	(70.3%)	2	(100.0%)	24	(68.6%)
総務省方式改訂モデル	7	(14.9%)	577	(42.1%)	5	(29.4%)	572	(42.2%)
作成済	6	(85.7%)	201	(34.8%)	4	(80.0%)	197	(34.4%)
作成中	1	(14.3%)	376	(65.2%)	1	(20.0%)	375	(65.6%)
総務省方式	37	(78.7%)	735	(53.6%)	10	(58.8%)	725	(53.5%)
作成済	37	(100.0%)	686	(93.3%)	10	(100.0%)	676	(93.2%)
作成中	0	(-)	49	(6.7%)	0	(-)	49	(6.8%)
その他のモデル	3	(6.4%)	22	(1.6%)	0	(-)	22	(1.6%)
作成済	3	(100.0%)	17	(77.3%)	0	(-)	17	(77.3%)
作成中	0	(-)	5	(22.7%)	0	(-)	5	(22.7%)
未作成	0	(-)	429	(23.8%)	0	(-)	429	(24.1%)

- 都道府県は全団体で作成に着手済
- 市区町村は、1,371団体(76.2%)が作成に着手済(前年比75団体増)
- 都道府県では7団体(14.9%)、指定都市では7団体(41.2%)、指定都市以外の市町村においては607団体(34.0%)が新地方公会計モデルで作成に着手済(全体で前年比428団体増)

※新地方公会計モデルとは、基準モデル及び総務省方式改訂モデルをさす

地方公共団体の財務書類の整備状況②

2. 平成20年度決算に係る財務書類の作成見込み

平成21年3月31日時点（指定都市を除く市区町村については平成21年5月15日時点）

	都道府県		市区町村		指定都市		指定都市を除く市区町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
作成予定	47	(100.0%)	1,660	(92.2%)	18	(100.0%)	1,642	(92.1%)
基準モデル	1	(2.1%)	116	(7.0%)	3	(16.7%)	113	(6.9%)
連結財務書類4表まで	1	(100.0%)	94	(81.0%)	3	(100.0%)	91	(80.5%)
単体/普通会計財務書類4表まで	0	(-)	10	(8.6%)	0	(-)	10	(8.8%)
一部の財務書類まで	0	(-)	12	(10.3%)	0	(-)	12	(10.6%)
総務省方式改訂モデル	43	(91.5%)	1,399	(84.3%)	15	(83.3%)	1,384	(84.3%)
連結財務書類4表まで	43	(100.0%)	971	(69.4%)	15	(100.0%)	956	(69.1%)
単体/普通会計財務書類4表まで	0	(-)	283	(20.2%)	0	(-)	283	(20.4%)
一部の財務書類まで	0	(-)	145	(10.4%)	0	(-)	145	(10.5%)
総務省方式	0	(-)	136	(8.2%)	0	(-)	136	(8.3%)
その他のモデル	3	(6.4%)	9	(0.5%)	0	(-)	9	(0.5%)
作成予定なし	0	(-)	140	(7.8%)	0	(-)	140	(7.9%)



- 独自方式を採用する団体を除くすべての都道府県において新地方公会計モデルによる連結財務書類4表を作成見込み
- 市区町村では1,515団体(84.2%)が新地方公会計モデルによる財務書類を作成見込み
 - うち連結財務書類4表を作成する見込みの団体は1,065団体(59.2%)
- 人口3万人以上の市については、すべての団体(750団体:100%)で何らかの財務書類を作成見込み
 - うち696団体(92.8%)が連結財務書類4表を作成見込み
- 「作成予定なし」と回答した140団体は、いずれも人口3万人未満の市、もしくは町村

基準モデルと総務省方式改訂モデルの比較表

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法 (初年度期首残高)	○現存する固定資産をすべて リストアップし、公正価値により評価	○売却可能資産：時価評価
固定資産の算定方法 (継続作成時)	○発生主義的な財務会計データから 固定資産情報を作成 ○その他、公正価値により評価	○売却可能資産以外： 過去の建設事業費の積上げにより算定 ⇒段階的に固定資産情報を整備
固定資産の範囲	○すべての固定資産を網羅	○当初は建設事業費の範囲 ⇒段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 ⇒売却可能資産、土地を優先
作成時の負荷	○当初は、固定資産の台帳整備及び 仕訳パターンの整備等に伴う負荷あり ○継続作成時には、負荷は減少	○当初は、売却可能資産の洗い出しと評価、回収不能見込額の算定など、現行総務省方式作成団体であれば負荷は比較的軽微 ○継続作成時には、段階的整備に伴う負荷あり
財務書類の検証可能性	○開始時未分析残高を除き、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証可能	○台帳の段階的整備等により、検証可能性を高めることは可能
財務書類の作成・開示時期	○出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	○出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示

基準モデルと総務省方式改訂モデルの比較(会計処理)

財務会計システムの状況等にかかわらず全団体での財務書類の作成を可能とするため2つのモデルを提示

基準モデル

原則として、すべての資産を
公正価値で評価
(インフラ資産を除く)

(
・道路
・河川
・港湾 等
)

ストックの処理

総務省方式改訂モデル

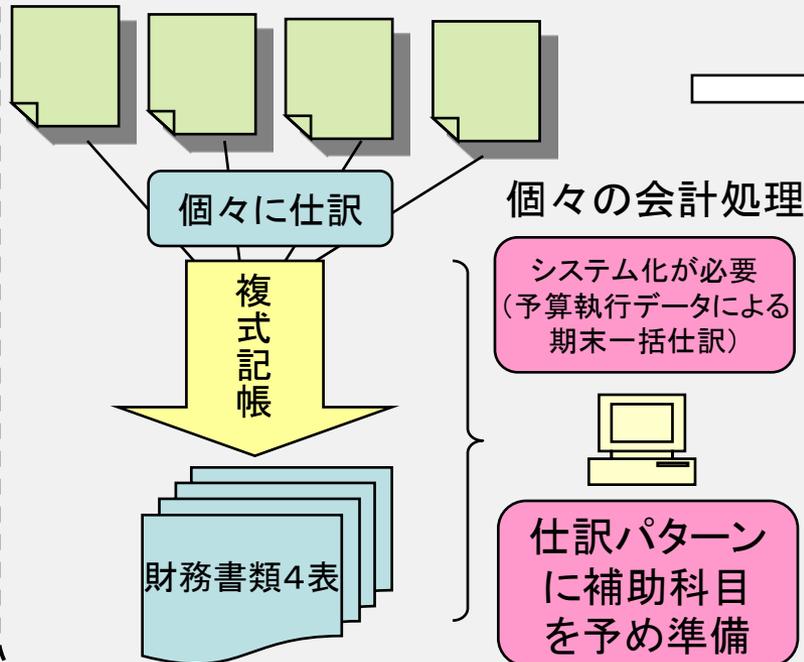
- ・ 売却可能資産の時価評価
- ・ それ以外は、当面、普通建設事業費の累計額で対応

段階的
整備

再調達価額による評価

(
・土地
・建物
・構築物
・物品
)

フローの処理



決算として
整理

決算データ
の
組み替え

表計算ソフト
による
ワークシートの
活用が可能

財務書類4表

地方公会計における資産評価

◎「行革推進法」による資産・債務改革に関する地方への要請を踏まえた評価手法

◎国の省庁別財務書類の資産評価と同様の評価手法

評価原則	すべての資産（インフラ資産を除く）を「公正価値」で評価
土地の開始時簿価	固定資産税評価額を基礎として算定。ただし、インフラ資産の底地は取得価格を開始時簿価とする
建物・工作物等の開始時簿価	原則として次式で計算 「開始時簿価」＝（再調達価額）－（減価償却累計額） ※ 再調達価額は、不動産鑑定評価額や取得価額にデフレーターを乗じた価額等
減価償却・再評価	償却資産は、毎年減価償却（再評価は原則行わない）。 土地は、原則として3年毎の再評価

基準モデル

- 土地・建物等は原則として公有財産台帳の計数を基礎として定期的に再評価しB/S上の価額とする。
- 公有財産台帳の整備が当初から必要

総務省方式改訂モデル

- 開始年度はまずは売却可能資産から評価。
- その後順次、土地、建物、構築物、物品といった手順で公有財産の資産評価を実施しB/Sを精緻化

一定期間後には、両モデルとも、同様の資産評価が実現し、資産・債務改革に寄与

新地方公会計モデルにおける連結財務書類

- 平成21年度までの連結財務書類4表の作成を地方公共団体に要請
- 連結財務書類4表の整備を通じて、地方公社及び第3セクター等を含めた全体としての財政状況の姿を開示
- 売却可能資産の区分計上、投資及び出資金の時価評価は、普通会計に準じて評価・計上



連結財務書類の整備により、公社・3セクを含めた資産・債務の実態把握が進展

連結対象	普通会計、公営事業会計(公営企業会計を含む)、地方独立行政法人、地方三公社
	一部事務組合・広域連合(比例連結)
連結対象	<p>第3セクター等</p> <ul style="list-style-type: none"> * 出資比率50%以上:すべて連結対象 * 出資比率50%未満: 地方公共団体が業務運営に実質的主導的立場を確保している場合は連結対象
読替	法定決算書類はそれぞれ固有の科目を持つため、科目対応表により表示科目を揃える
修正	有形固定資産、売却可能資産、投資及び出資金、回収不能見込額、賞与引当金・退職手当等引当金については、普通会計の評価基準により再評価
法非適公 営事業会 計の取扱	普通会計の財務書類作成方法に準じて、各会計の財務書類を作成した後に連結

連結財務書類作成の作業手順

①連結対象団体等の決定

- 公営事業会計、地方独立行政法人、地方三公社は全て連結対象
- 一部事務組合、広域連合は比例連結
- 第3セクター等：出資比率に応じて連結対象を判断するのが基本。出資比率50%未満は、実質的主導的立場にあるかどうかで判断

②個別財務諸表の取寄せ又は作成

- 法定決算書類として貸借対照表等を作成している会計、団体等は取寄せ（法適用公営企業会計、地方三公社、第3セクター等など）
- 法定決算書類として貸借対照表等を作成していない会計、団体等は普通会計の作成基準に準じて新たに作成又は追加（一部事務組合、広域連合、法非適公営企業（簡易水道、下水道など））

③法定決算書類の読替

- 法定決算書類ごとに異なる表示科目を新地方公会計モデルの連結財務諸表の科目に揃える手続き
- 実務研究会報告書等で示している「科目対応表」に基づき実施

④法定決算書類の連結修正(1) (資産・債務等の修正)

- 各法定決算書類を、普通会計財務諸表の作成基準に揃えるため、会計処理方法を修正する手続き
- 具体的には、有形固定資産の再評価、投資及び出資金の時価評価、賞与引当金・退職手当引当金の計上、みなし償却の調整等 ※当面一部を調整しない簡便法も採用可

⑤法定決算書類の連結修正(2) (出納整理期間中の現金受払の調整)

- 連結対象団体等には、出納整理期間を持たない団体等が混在
- 出納整理期間中の取引は、現金の受払いが年度末までに完了したものとして調整。

⑥純計処理 (単純合算と内部取引の相殺消去)

- 連結内部の取引高及び残高の相殺消去（連結対象内の内部移動を消す作業）
- 取引調査票によって、連結対象団体内での取引の計上項目の確定と取引額の確定
- 主な相殺消去として「投資と資本」「債権・債務」「繰入・繰出し」「補助金支払と受取」

新地方公会計モデルにおける公営企業会計の取扱い

- 地方公営企業法の財務規定が適用される公営企業は、すべて連結対象
- 作成されている決算書(貸借対照表及び損益計算書、収益費用明細書など)や決算統計等に基づいて、連結財務書類における貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書の勘定科目へ組替(読替え)を行う。
- 資金収支計算書は、作成されている決算書(貸借対照表、損益計算書、資本的収入及び支出明細書、収益費用明細書など)や決算統計等に基づき作成する。
- 連結に際し、普通会計の財務書類にあわせるために行う主な読替等の取扱いは、以下のとおり。

項目	取扱い
① 借入資本金	資本の部の借入資本金は、償還期限に応じて、固定負債及び流動負債に組み替える。
② 退職給与引当金	退職給与引当金を計上していなかったり、普通会計と異なる計上方法を採用している場合は、普通会計に準じた基準で計上する。
③ 賞与引当金	賞与引当金を計上していなかったり、普通会計と異なる計上方法を採用している場合は、普通会計に準じた基準で計上する。
④ 退職給与の繰延勘定	過去の退職手当支給額を繰延勘定として資産計上している場合は、全額を不計上(取り崩し)とし、行政コスト計算書に費用計上する。
⑤ みなし償却	固定資産についてみなし償却を行っている場合は、減価償却開始時点から固定資産全額を償却対象として減価償却計算を行ったものとして修正する。ただし、当面の間、みなし償却を行った財務諸表データの使用を認めている。
⑥ 資産評価	原則として、再調達価額による公正価値評価を行うこととするが、当面の間、公営企業会計の法定決算書類の資産評価額を計上することを認めている。また、売却可能資産の区分表示を行う。